

Ⅱ とちぎで安心して、いきいきと生活するために



障害者差別解消推進やヘルプマークに関する周知・啓発

令和8(2026)年6月13日(土)の「県民の日記念イベント」では、障害者差別解消推進のブースを設置し、周知・啓発を図りました。

1 住宅

(1) 県営住宅

① 入居資格(収入基準)の緩和

県営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することを目的に整備された住宅です。したがって、月額 15 万 8 千円を超える収入のある方は入居することができません。

ただし、心身障害者その他の特に居住の安定を図る必要のある方については、収入基準を 21 万 4 千円に緩和しています。

◎対象者

身体障害者手帳1級から4級の方

精神障害者手帳1級又は2級の方

療育手帳A1、A2、B1の方

収入の算定方法など、詳細はお問い合わせください。

□問合せ先 栃木県住宅供給公社各支所、指定管理者 (P17)

② 単身入居

県営住宅は、原則同居する親族がなければ入居できませんが、心身障害者その他の特に居住の安定を図る必要のある方については、単身で入居することができます。

なお、申込みできる住宅は、単身者指定住宅(2DK以下の住戸、又は 50 m²以下の住戸、若しくは 2LDK、3K、3DKで、かつ2階以下の住戸等)に限ります。

◎対象者

身体障害者手帳1級から4級の方

精神障害者手帳1級から3級の方

上記に相当する知的障害者の方

□問合せ先 栃木県住宅供給公社各支所、指定管理者 (P17)

③ 優先入居

県営住宅の入居申込者が募集戸数を上回った場合は公開抽選で入居者を決定しますが、心身障害者その他の規則で定める方で、速やかに県営住宅に入居することが必要であると認められる方については、抽選において優先措置があります。

◎対象者

身体障害者手帳1級から4級の方

精神障害者手帳1級又は2級の方

療育手帳A1、A2、B1の方

□問合せ先 栃木県住宅供給公社各支所、指定管理者 (P17)

④ 連帯保証人制度の緩和

事情により、連帯保証人を立てることができない場合は、栃木県と協定を締結している民間の家賃債務保証会社と保証委託契約を結んでいただくことにより、連帯保証人を免除することが可能となりました。(別途保証委託料がかかります。)

□問合せ先 栃木県住宅供給公社各支所、指定管理者 (P17)

⑤県営住宅入居等受付窓口

No	名称	所在地	TEL
1	栃木県住宅供給公社 中央支所	栃木県宇都宮市仲町 1 番 1 号 栃木県地域づくり機構ビル 管轄区域:宇都宮市、鹿沼市、日光市、真岡市、上三川町、芳賀町	028-626-3198
2	栃木県住宅供給公社 栃木支所	栃木市神田町 6-6 県下都賀庁舎3階 管轄区域:栃木市、小山市、壬生町、下野市	0282-23-6604
3	塩那プラザ	矢板市末広町 34-7 管轄区域:矢板市、さくら市、高根沢町	0287-47-7174
4	那須プラザ	那須塩原市末広町 53-71 管轄区域:那須塩原市、大田原市	0287-74-5901
5	佐野プラザ	佐野市高砂町 2791 加嶋屋ビル 1 階 管轄区域:佐野市	0283-85-7871
6	わたらせプラザ	足利市通3丁目 2589 足利織物会館 1 階 管轄区域:足利市	0284-20-1717

(2)住宅セーフティネット制度

住宅セーフティネット制度は、民間の空き家や空き室を活用し、障害があることなどを理由に入居を拒まない賃貸住宅(セーフティネット住宅)や安否確認や見守り等の援助を受けることができる賃貸住宅(居住サポート住宅)の供給を促進することなどを目的とする制度です。

栃木県住生活支援協議会では、セーフティネット住宅等に関する情報提供や相談対応をしております。

栃木県住生活支援協議会 HP <https://www.pref.tochigi.lg.jp/h11/tochigi-kyojyushien.html>

□問合せ先 県住宅課企画支援担当 TEL.028-623-2484 FAX.028-623-2489

2 ひとにやさしいまちづくり

(1)栃木県ひとにやさしいまちづくり条例

病院や劇場、集会場などの建築物や公園、道路、公共交通機関の施設など、不特定多数の方が利用する公共的施設のバリアフリー化を進めるための整備基準を設けています。

〈適合証〉は、整備基準に適合した施設に交付されます。

□問合せ先 県地域福祉課総務援護担当 TEL.028-623-3054 FAX.028-623-3131

県建築指導課企画指導担当 TEL.028-623-2864 FAX.028-623-2863



(2)栃木県ひとにやさしいまちづくり推進協議会

栃木県ひとにやさしいまちづくり条例第 11 条に定める「県は、県、市町村、県民及び事業者が一体となってひとにやさしいまちづくりを推進する体制を整備する」という条項に基づき、県内の関係団体等で構成される「栃木県ひとにやさしいまちづくり推進協議会」が、平成 12 年 10 月 2 日に設置されました。

ひとにやさしいまちづくりのより一層の普及・推進を目的に活動を展開しています。